

上越市議会基本条例及び会議規則の一部改正について提案理由の説明

発議案第10号上越市議会基本条例について、提案理由とあわせて提案に至るまでの経緯を説明いたします。

まず、提案に至るまでの経緯を申し上げます。

平成21年5月、山岸行則前議長の提案により、各会派の議員12人で構成する議会基本条例策定検討委員会が議長の諮問機関として設置されました。

以来、検討委員会では、他の自治体議会の基本条例の模倣ではなく、上越市らしさを求めた実効性のある条例とすることを委員全員で確認し、検討を進めてまいりました。

実際の検討方法としては、現在の当市議会の現状と課題、それらを踏まえ、どんなことを規定していくのか、委員同士、本音で議論することが、この条例の土台となると考え、委員を2班に分け、同じ内容をそれぞれで議論し、意見をまとめ、その後、12人の全体会で合意形成を図っていく手法をとりました。

また、正副委員長と各班の班長、書記の6人で構成する検討会を設け、検討委員会の幹事的な役割を担い、協議事項の原案の作成や進行管理を行うなど、効率的な運営の下支え作業を行ってきたことも、この検討作業の特徴でありました。

検討委員会発足後、約1年間で、検討委員会を23回、検討会を18回開催して検討を行う一方、先に議会基本条例を制定している会津若松市議会への視察の結果も参考にしながら、たたき台を作成し、計4回の全議員説明会で頂いた意見を反映しながら素案をまとめ、5月19日に山岸行則前議長に中間答申を行ったところであります。

そして、この中間答申の素案をもって、4会場で市民説明会を開催し、寄せられた市民の皆さんの意見を踏まえて、検討委員会等で最終案を作成し、滝沢逸男議長への最終答申を7月1日に行いました。

その後、議会としてパブリックコメントを8月から1カ月間実施し、寄せられた56件の市民意見を精査、反映するとともに、滝沢逸男議長から「請願・陳情に関する市民参画の機会の保障」についての新たな提案を受け、これに対する各会派の積極的な意見を盛り込んで成案とし、各派代表者会議の合意を得て、本提案となったものであります。

次に、提案いたしました条例の内容について、主な概要を申し上げます。

本条例案は、前文と全10章から成る本文28条の構成となっています。

前文は、本条例制定の背景と趣旨、そして市民の信託に全力で応えていこうという議会の決意をうたい、議会の最高規範であることを明示しています。

第1章 総則の第1条の目的は、本条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにしています。

第2章 議会及び議員の活動原則においては、第2条で議会の活動原則を、第3条では、議員の活動原則を、第4条では、議長の責務を、第5条会派では、会派の定義や役

割を定め、第6条では、議会改革の推進について規定しています。

第3章 市民と議会の関係においては、第7条で情報の共有及び公開について、より開かれた議会を目指すため、積極的な情報提供や市民との情報の共有を進めていくことを定め、第8条市民参画及び協働では、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くことを原則としつつ、当該請願者又は陳情者が市民の場合で申し出があるときは、その意見を聴く機会を設け、市民参画の機会を保障すること。第9条議会報告会では、その開催を義務として定めています。第10条広報広聴委員会では、議会は、市民との情報の共有の推進と市民参画の機会の充実を図るため、市民への広報広聴活動を専門的に行う機関として設置することを定めています。

第4章 議会と行政との関係においては、第11条で市長等の関係として、常に緊張関係を保持すること。第12条政策等の形成過程の説明要求では、議会審議を深めるため、市長等に必要な情報の開示を求めること。第13条議決事件では、市政運営の基礎となる基本構想に基づく基本計画を、新たに議会の議決する事件とすることを定め、第14条政策立案及び政策提言では、市長等に積極的に政策立案や政策提言を行うことを定めています。

第5章 議会運営においては、第15条で議会運営における基本原則を、第16条委員会では、委員同士の自由な討論を保障するなどの基本原則を定め、第17条会議における質疑応答では、議員と市長等との質疑応答は一問一答方式を原則とすることや市長等が議員の質問、政策提言について反問することができることを定めています。第18条政策等の形成では、市民等からいただいた意見を議会として政策等の形成・立案に結び付けるための取り組みとして、課題調整会議を設置することや必要に応じ政策形成会議を設置することができることを定めています。

第6章 政務調査費においては、第19条で政務調査費の使用や使途の透明性確保を定めています。

第7章 議会の機能強化においては、第20条で議会の研修を、第21条付属機関の設置では、議会活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときの付属機関設置の根拠を定めています。第22条では、他の自治体議会との交流及び連携の推進を、第23条議会事務局の体制整備では、議会の政策立案能力の向上や議会活動を補助し、円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実について定め、第24条では、議会図書室を、第25条では、議会の機能を保持するための予算の確保をそれぞれ規定しています。

第8章 政治倫理においては、第26条政治倫理で、議員としての倫理観と姿勢について定めています。

第9章 最高規範性においては、第27条最高規範性で、本条例が上越市議会における最高規範であることを明らかにしています。

第10章 見直し等においては、第28条見直し等で、条例の定期的な検証及び随時

の見直しについて定めています。

なお、この条例の施行日は、公布の日とするものであります。

続いて、発議案第11号 上越市議会会議規則の一部改正について申し上げます。

この度の改正は、今回提案の上越市議会基本条例で設置することとしている広報広聴委員会、課題調整会議、政策形成会議を地方自治法第100条第12項の協議又は調整を行うための場として位置付け、あわせて議会報編集委員会を廃止しようとするものであります。

なお、この規則の施行日は、議会基本条例の施行の日とするものであります。

最後に申し上げます。

ご承知のとおり、これまでの地方議会は、地方自治法及び同法第120条の規定による会議規則に基づく運営でありました。

しかし、地方分権改革による自治体の権限の拡大、市町村合併による自治体の範囲の拡大、平成20年の住民自治の推進に向けた自治基本条例の制定などの背景から、これまでの既定の議会運営に止まらず、積極的・持続的な改革を断行しながら市民の信託に応えていくことが求められています。

そして、二元代表制の一翼を担う議会として、時代の変遷に沿うその役割、果たすべき使命など、求められることは何かを議員一人ひとりが常に考え、議会として合意形成を図りながら不断の議会改革を行うことが重要であります。これらのことをまとめ明文化したものが、ここに提案した議会基本条例であります。

この条例案は、議会基本条例策定検討委員会がゼロベースから誠意をもって真剣に検討し、全議員の総意と市民の期待に応えた結晶であります。新しい条例に魂を入れ、生きたものにするためには、全議員のさらなる御理解と御協力が不可欠であります。

これからの議会が、この新しい条例のもと、市民により開かれた議会、信頼される議会、そして市民の信託に的確にこたえる議会へと進化させていくことを全議員の皆様と確認し合い、ここに議会基本条例の制定及び関連する会議規則の改正について、全議員の皆様から御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

平成22年11月1日

上越市議会議員 内山米六
(上越市議会基本条例策定検討委員会委員長)